

治療専門医学物理士認定制度規程

令和元年 5 月 13 日施行

第一章 総則

(目的)

第 1 条 治療専門医学物理士認定制度は、放射線治療の臨床医学物理業務を高い水準で独立に遂行する能力を有する医学物理士を、治療専門医学物理士として認定することにより、放射線治療の普及・推進を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(治療専門医学物理士)

第 2 条 治療専門医学物理士とは、放射線治療全般に関わる、臨床医学物理業務を高い水準で遂行するために必要な専門的知識と応用能力を有することを、医学物理士認定機構（以下「機構」という）が認めた医学物理士である。

(治療専門医学物理士の役割)

第 3 条 治療専門医学物理士は、放射線治療システムの品質管理・治療計画等の基本的な医学物理業務に精通し、チーム医療の一員として放射線治療を安全・効果的に遂行し、高品質・高精度ながん治療を患者に提供することを主な役割とする。

(治療専門医学物理士の認定)

第 4 条 医学物理士資格取得後、医学物理士として治療分野において 3 年以上の臨床経験を有し、その間放射線治療システムの品質管理・治療計画等の経験について第 5 条の要件を満たした後、医学物理士認定機構専門試験委員会（以下「専門試験委員会」という）が実施する治療専門医学物理士認定試験に合格した医学物理士を治療専門医学物理士として認定する。

第二章 治療専門医学物理士認定試験

(治療専門医学物理士認定試験の受験資格)

第 5 条 次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医学物理士認定試験の当該年度の受験資格を与える。

- (1) 医学物理士として認定されていること
- (2) 申請時において、医学物理士として治療分野における臨床経験を 3 年以上有すること
- (3) 申請時において専門試験委員会の委員の職にないこと

(治療専門医学物理士認定試験の受験手続)

第 6 条 治療専門医学物理士認定試験を受験しようとする者は、機構が定める期間に所定の書類に受験料を添えて、専門試験委員会に提出しなければならない。

(治療専門医学物理士認定試験の実施)

第 7 条 専門試験委員会は受験資格を認めた医学物理士に対して治療専門医学物理士認定試験を行う。

- 2 治療専門医学物理士認定試験は筆記試験の一次試験および口頭試験の二次試験の 2 段階で行われ、試験の期日等は機構のホームページに公告される。
- 3 受験者には合否の最終決定のみが通知される。
- 4 治療専門医学物理士認定試験に不合格であった者も、第 5 条の受験資格を満たすことにより次年度以降も受験することができる。

(認定証の交付)

第 8 条 機構は、治療専門医学物理士認定試験によって適格と認められた者の申請に対し、治療専門医学物理士の認定証を交付する。

第三章 資格更新・取り消し・再認定

(治療専門医学物理士の更新)

第 9 条 治療専門医学物理士は 5 年毎に更新するものとし、更新に関する必要事項は治療専門医学物理士更新規程に定める。

(治療専門医学物理士の取消し)

第 10 条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は認定を取り消すことができる。

- (1) 治療専門医学物理士更新規程を満たさない事由が生じたとき。
- (2) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (3) 第 6 条あるいは第 11 条に係る記載事項に事実と重大な相違があり、治療専門医学物理士としての資格に欠けると判断されたとき。
- (4) 医学物理士の資格を喪失したとき。
- (5) 認定期間を過ぎて機構が定める治療専門医学物理士認定更新申請が行われなかったとき。ただし、更新猶予を申告した場合はその限りではない。
- (6) 治療専門医学物理士の認定を辞退したとき。
- (7) 治療専門医学物理士としての体面を汚すような行為のあったとき。

(再認定)

第 11 条 治療専門医学物理士の資格を失った者が再認定を望む場合には、失効理由を添えて医学物理士認定委員会に対し文書で申請することができる。

- 2 同委員会は再認定に必要と思われる資料の提出を求め、審査し再認定の可否を理事会へ報告する。
- 3 理事会の議を経て、再認定可の判定を受けた場合は認定証を再交付する。否の場合は、その旨を代表理事名で申請者に通告する。

第四章 規程の改廃

(規程の改正)

第 12 条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和元年 5 月 13 日から施行する。